

○三重県市町村職員共済組合附加給付支給等規程

〔昭和38年8月16日〕
三職共規程第3号

改正 昭和42年3月15日三職共規程第4号 昭和52年2月25日三職共規程第4号
昭和58年6月10日三職共規程第2号 昭和60年3月23日三職共規程第2号
平成5年11月19日三職共規程第8号 平成7年2月17日三職共規程第1号
平成22年3月29日三職共規程第4号 平成22年5月7日三職共規程第10号
平成25年2月25日三職共規程第1号

（目的）

第1条 この規程は、三重県市町村職員共済組合定款（以下「定款」という。）第35条第2項及び附則第10項の規定に基づき、定款第35条第1項に規定する附加給付の支給及び附則第5項に規定する一部負担金の額等の払戻しに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（附加給付支給の原則）

第2条 附加給付は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）第118条の規定に基づき、組合員から提出された請求書を審査の上給付額を決定し、当該組合員に支給する。ただし、家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金（以下「家族療養費附加金等」という。）については、給付事務の円滑を期するため保険医療機関、保険薬局及び特定承認保険医療機関（以下「医療機関等」という。）から提出された診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）及び施行規程第110条第2項の規定により提出された家族療養費請求書（以下「家族療養費請求書」という。）に基づき、組合が組合員にかわって家族療養費附加金等請求の内容を記入するものとする。

2 組合員は、組合が記入した請求の内容について、疑義があるときは、三重県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年三職共規則第1号。以下「運営規則」という。）第3条に定める所属所の長（以下「所属所長」という。）を経て組合に申し出るものとする。この場合において、組合は直ちにその内容を審査し、その結果を当該組合員に通知しなければならない。

（給付1件の意義）

第3条 給付1件の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療機関等から提出されたレセプト1枚を1件とする。
- (2) 診療が2か月以上にわたる場合は、各月をそれぞれ1件とする。

- (3) 同月中に医療機関等を異にして診療を受けたときは、それぞれの医療機関等ごとに1件とする。
 - (4) 同月中に入院及び外来診療があるときは、入院、外来ごとに1件とする。
 - (5) 同一組合員の被扶養者が2人以上診療を受けたときは、それぞれを1件とする。
 - (6) 医療機関等において薬剤の投与に代えて処方せんが交付されるときは、当該処方せんに基づく薬局での薬剤の支給は処方せんを交付した医療機関における療養の一環とみなし、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書をあわせて1件とする。
- 2 家族療養費請求書についても、月別に前項各号の区分に応じて1件とする。

（家族療養費附加金等の支給の方法）

第4条 組合は、レセプト又は家族療養費請求書の中から家族療養費附加金等の支給に該当するものを選び、内容を審査の上、運営規則第3条に規定する所属所ごとに分類し、これに基づき短期給付決定及び送金通知書（以下「決定送金通知書」という。）を調製し、支給金額を該当する組合員の指定口座に送金するとともに当該決定送金通知書を所属所長に送付するものとする。

- 2 所属所長は、前項により送付された決定送金通知書の1部を保管し、1部を該当組合員に配布するものとする。
- 3 組合員は、定款第36条第4項の規定に係る他の法令又は地方公共団体の公費負担による療養又は療養費の支給を受けることとなるときは、遅滞なく、公費負担適用者等の届出書を組合へ提出しなければならない。

（埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金の支給の方法）

第5条 埋葬料附加金又は家族埋葬料附加金の支給を受けようとする者は、施行規程第112条の規定による請求書に附加金請求額を併記して組合に提出するものとする。

- 2 組合は、前項の請求書を受理したときは、内容を審査した上給付額を決定し、当該組合員に支給するものとする。

（一部負担金の額等の払戻し）

第5条の2 一部負担金の額等の払戻しは、組合員の請求に基づき、第2条から第4条までの規定による家族療養費附加金の支給の例により行う。

（細則）

第6条 この規程の施行に関し必要な細則は別に定める。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年3月15日三職共規程第4号）

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年2月25日三職共規程第4号）

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月10日三職共規程第2号）

この規程は、昭和58年5月30日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和60年3月23日三職共規程第2号）

この規程は、昭和60年3月23日から施行し、一部負担金の額等の払戻しに係る規定については、昭和59年10月1日以後の療養に係る一部負担金の額等について適用し、出産費附加金及び配偶者出産費附加金の廃止については、昭和60年4月1日以後の組合員又は配偶者の出産について適用する。

附 則（平成5年11月19日三職共規程第8号）

この規程は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成7年2月17日三職共規程第1号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日三職共規程第4号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月7日三職共規程第10号）

この規程は、平成22年5月7日から施行し、変更後の第3条第1項第3号の規定は、平成22年4月1日以後の診療について適用し、同日前の診療については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月25日三職共規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、施行日前に給付事由の生じた災害見舞金附加金の支給については、なお従前の例による。